

令和6年度 第7回 公益社団法人長崎県看護協会理事会報告

令和7年3月15日(土)、理事18名、監事3名が出席し、令和6年度第7回理事会を開催しました。
以下の協議事項8件は、出席の全理事一致で、原案どおり承認されました。

・協議事項1. 令和7年度事業概要・事業計画(案)について

重点目標、重点事業、重点事業内容及び基盤強化事業を中心に、事業計画(案)、支部事業計画(案)について提案。

・協議事項2. 令和7年度予算(案)について提案。

・協議事項3. 令和7年度総会について

招集の手続きを総会運営規則第2条の事項に沿って提案し、召集の手続き、プログラム、提出議案等を提案。また、総会終了後、山口ミュキ名誉会長によるながさき看護センター竣工25周年記念講演その後、昼食をはさみ、三職能合同交流会を開催することを説明。

・協議事項4. 長崎県看護協会長表彰(案)について

表彰規則第2条により、審査基準を満たした39名の方の推薦について提案。

・協議事項5. 役員賠償責任保険について提案。

・協議事項6. 規定の改正について(定款施行細則／育児・介護休業等に関する規程)

定款施行細則第25条に基づき、令和7年4月より公益法人法が改正になり、自律的ガバナンスの充実、透明性向上の為、理事及び監事に法人外部の人材を選任することが公益認定の基準となり、外部理事及び外部監事の要件が設けられたことを説明。定款施行規則第12条に役員の選出について追加する等のことを提案。

また、育児・介護休業等に関する規定第25条に基づき、国の育児・介護休業法の改正に伴い、所用の改正を行うことを説明し、令和7年4月1日からの施行を提案。

・協議事項7. 県への要望について

令和7年度についても引き続き提出することを提案。

・協議事項8. 人事について

重要な職員の令和7年3月31日付けの解任、令和7年4月1日付の選任について提案。

また、報告事項としては、以下のとおりです。

・事業報告及び支部事業報告、令和6年度決算見込み、委員について、令和7年度長崎県看護キャリア支援センター事業計画について、会員入会状況について、看護事業功労者知事表彰者受賞候補者について等

なお、公益法人法の改正による外部理事、外部監事の選出にあたっては、経過措置があるため、本協会では令和8年度通常総会での役員改選時から適用となります。